

事務連絡
平成19年5月10日

各国立大学法人担当者
独立行政法人国立大学財務・経営センター担当者 殿

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

所得税に係る寄付金控除の控除限度額の引上げについて

このたび、平成19年度税制改正に伴い、別紙のとおり「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年3月30日法律第6号)が公布され、所得税に係る寄付金控除について、控除限度額が引き上げられることとなりました(施行期日:平成19年4月1日)。

改正の内容は下記のとおりであり、平成19年分以後の所得税について適用となりますので、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

記

○所得税に係る寄付金控除の控除限度額の引上げ

(所得税法第78条第1項第1号関係)

所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第1項等では、個人が支出した国立大学法人等に対する寄付金については、年間に支出した寄付金の額の合計額が5千円を超えるときは、その超える金額を課税所得から控除できることとしており、当該控除の限度額を定めています。

この控除限度額については、これまで、同項第1号において寄付者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「総所得金額等」という)の30%相当額とされていましたが、このたび同号の規定が改正され、総所得金額等の40%相当額に引き上げされました。【別紙参照】

担当 高等教育局国立大学法人支援課 評価・企画担当
電話 03-5253-4111 (内線3760)

(別紙)

所得税法等の一部を改正するの法律 (抄)

(所得税法の一部改正)

第一条

第七十八条第一項第一号中「百分の三十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「信託法第六十六条」を「公益信託ニ関スル法律第一条」に、「信託終了」を「信託の終了」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(略)

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法(以下附則第三十一条までにおいて「新所得税法」という。)の規定は、平成十九年分以後の所得税について適用し、平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

○新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(寄付金控除)	(寄付金控除)	(寄付金控除)
第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額(当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額)
254 (略)	二 五千円	二 五千円

寄附金関係の税制について

教育、文化、スポーツ、科学技術・学術等の振興を図るには、公的な助成のみならず、民間からの寄附等による支援を促進していくことが重要です。

このため、国や地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、大学共同利用機関法人、学校法人及び一定の要件を満たした民法法人

(※) 等（以下「特定公益増進法人等」という。）に対し、個人又は法人が寄附を行った場合には、以下の通り税制上の優遇措置が講じられています。

※ 民法法人（社団法人、財団法人）のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして認定を受けたもの

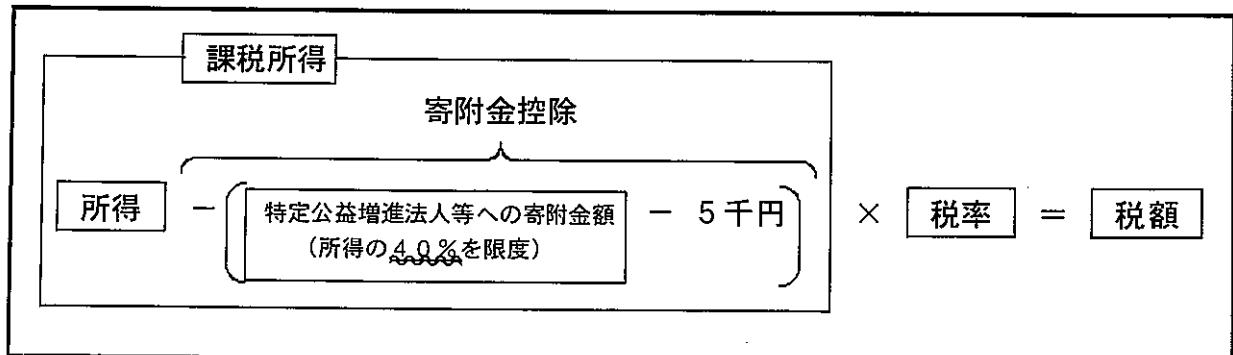
1 個人の寄附の場合

個人が特定公益増進法人等に寄附を行った場合には、一定額を、所得税の課税所得から控除することができる「寄附金控除」の制度が設けられています。

この「寄附金控除」については、平成18年度税制改正において、適用下限額が1万円から5千円に引き下げられました。これにより、特定公益増進法人等に対する寄附金の額が年間合計で5千円を超えると減税の対象となり、小口の寄附が大きく促進されたところです。

更に、平成19年度税制改正においては、個人からの大口の寄附を一層促進するため、所得の30%までとされていた控除の上限が、所得の40%まで引き上げられることになりました。

図 個人からの寄附金控除（所得税）の拡充について



2 法人の寄附の場合

法人が行った寄附のうち、①国や地方公共団体に対するものや、指定寄附金（※1）については、その金額を損金算入することができ、②それ以外の特定公益増進法人等に対する寄附については、一般の寄附金の損金算入限度額（※2）と同額までを別枠で損金算入することができます。

※1 国立大学法人の業務や、独立行政法人日本学生支援機構の奨学事業、日本私立学校振興・共済事業団を通じた学校法人に対する寄附金など、財務大臣が指定した寄附金。

$$\text{※2 } \frac{(\text{所得金額} \times 2.5\%) + (\text{資本等の金額} \times 0.25\%)}{2}$$

以上のような税制上の優遇措置により、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術等に対する国民の皆様方の寄附の輪が一層広がることが期待されます。

なお、寄附金関係の税制の詳細は、国税庁タックスアンサー（<http://www.taxanswer.nta.go.jp/index2.htm>）等をご参照下さい。